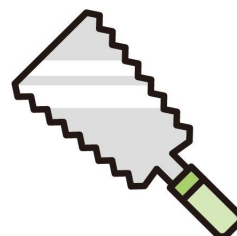
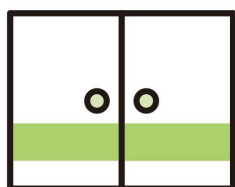
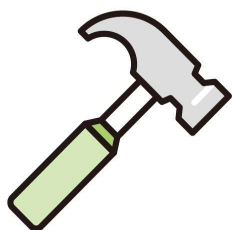
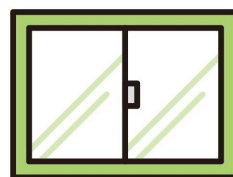


令和8年度 各務原市 建築物等耐震化促進事業 (木造住宅耐震改修工事)



各務原市都市建設部建築指導課

1. 助成制度の内容

この制度は、地震に強い安全な街づくりを目指すために、地震発生時における既存建築物等の耐震対策を支援するもので、県に登録された「岐阜県木造住宅耐震相談士」が実施した耐震診断の結果、「倒壊する可能性がある」「倒壊する可能性が高い」とされた住宅の耐震改修工事をその所有者が実施する際に、県と市（国の補助が交付される場合もあります）がその経費の一部を住宅の所有者に助成するものです。

2. 対象となる住宅

次の要件を満たす住宅が、助成の対象となります。

- ① **昭和56年5月31日以前に着工**された住宅で、階数が3以下のもの
（注）離れ、空き家は補助の対象外です。
- ② 在来軸組構法、伝統的構法又は桝組壁工法で建築されているもの
- ③ 兼用住宅の場合は、延べ面積の過半の部分が住宅の用に供されているもの
- ④ （財）日本建築防災協会発行「木造住宅の耐震診断と補強方法 木造住宅の耐震精密診断と補強方法（改訂版）」で上部構造評点が1.0未満であったもの

3. 助成を受けられる方及び募集戸数

- ① 助成を受けられる方
 - ・対象となる住宅の所有者及び所有者が実施できない場合には市長が適当と認める者
 - ・岐阜県が行う他の補助金、資金貸付及び利子補給等を受けていない方
ただし、岐阜県住宅リフォームローン利子補給制度は除く
 - ・市税を滞納していない方
- ② 申込み受付期間（令和8年度）
 - ・令和8年5月7日（木）～
（受付は土日祝を除く午前8時30分～午後5時15分までとします）
- ③ 募集戸数（令和8年度） **5戸**、または予算の範囲内（申込順）
 - ・募集戸数は、予算の都合や岐阜県との協議により変更することがあります。

4. 助成の対象となる耐震改修工事・助成金の額

「対象となる木造住宅」について、次のいずれかの基準を満たす耐震改修工事。

- ① 上部構造評点が1.0未満とされた木造住宅で、耐震改修後の評点が1.0以上となる耐震改修工事であること。
- ② 上部構造評点が0.7未満とされた木造住宅で、耐震改修後の評点が0.7以上となり、地震時に転倒の恐れのある家具等について転倒防止対策を併せて行う耐震改修工事であること。

助成対象となる耐震改修工事	助成金額
一般補強（評点 1.0 以上） 助成対象経費 120 万円以上の場合	改修工事費 × 40.0% + 60 万円 (一般補強の場合 限度額 117.5 万円)
補助対象事業費 120 万円未満の場合	改修工事費 × 40% + 助成対象経費 × 50%
簡易補強（評点 0.7 以上） 助成対象経費 120 万円以上の場合	助成対象経費 × 11.5% + 60 万円 (簡易補強の場合 限度額 84 万円)
助成対象経費 120 万円未満の場合	助成対象経費 × 61.5%

(注) 上記の限度額は、1戸あたりの金額です。

(注) 助成対象経費は、耐震改修工事に係る工事費、監理費であり、同時に行われるその他の工事費は対象外です。また相談士の監理費について耐震補強工事の助成対象となる限度額を超えた場合は助成の対象になりません。

(注) 改修工事費は耐震改修工事に係る工事費のみで相談士の監理費を含みません。

(注) 助成金には、国・県の補助金も含まれています。

(注) 消費税及び地方消費税は助成対象に含みません。

(注) (財) 日本建築防災協会又は(社)岐阜県建築士事務所協会が主催する「木造住宅の耐震診断と補強方法 木造住宅の耐震精密診断と補強方法 (改訂版)」に関する講習を受講し修了証の交付を受けている相談士が、耐震改修に関する設計及び工事監理を実施する工事であること。

(注) 相談士とは、県内の建築士事務所に所属する建築士で、県が主催する「木造住宅耐震相談士養成講習」の受講者を県知事が登録したものです。

(注) 当該助成金の交付年度の1月末日を目途に耐震改修工事及び支払いを完了してください。1月末日までに工事が完了しない場合は建築指導課と協議が必要です。

5. 助成の申請手続き

① 実施計画書の提出

建築指導課に「耐震改修工事実施計画書」（様式第2号の2）を提出してください。

【留意事項】

◇ 耐震改修工事実施計画書の添付書類

- ① 耐震改修工事の実施前の上部構造評点を確認できる計算書
- ② 耐震改修工事の設計・工事監理を実施する相談士の「登録証」の写し
- ③ (財)日本建築防災協会若しくは(社)岐阜県建築士事務所協会が主催する「木造住宅の耐震診断と補強方法 木造住宅の耐震精密診断と補強方法 (改訂版)」に関する講習を受講した旨の修了証の写し
- ④ 耐震改修工事の内容のわかる図面 (付近見取り図・配置図・平面図・立面図、補強詳細図、金物認定書、金物選定根拠書 等)
- ⑤ 耐震改修工事の実施後の上部構造評点を確認できる計算書
- ⑥ 耐震改修工事費の見積書の写し
- ⑦ 事業の工程表
- ⑧ 代理取得同意書
- ⑨ 家具の転倒防止対策に関する実施計画説明書 (様式任意)
- ⑩ その他必要と認める書類

(注) 添付資料⑨は木造住宅の補強後評点 0.7 以上 1.0 未満の場合に添付が必要です。

◇ 耐震改修工事を依頼する施工業者、耐震改修設計・耐震改修工事監理を行う相談士は、ご自分で選定してください。建築指導課では特定の施工業者・相談士をご紹介することはいたしません。

② 承諾書の交付

助成の対象となる住宅であれば、「耐震改修工事実施承諾書」（様式第4号）を交付します。

【留意事項】

◇ 承諾書の交付後に、計画書の内容に変更が生じた場合、都合により中止する場合は必ず、「事業計画変更・中止届書」（様式第5号）を建築指導課に提出してください。

◇ 耐震改修工事の工事請負契約は、必ず承諾書の交付後としてください。

(注) 実施承諾前に監理契約、工事請負契約を締結した場合は助成の対象外となります。

③ 耐震改修工事の契約

耐震改修工事の着手前に必ず、「施工業者の代表者」と工事請負契約を行ってください。

【留意事項】

- ◇ 契約前には必ず、相談士から工事内容・工事見積書について説明を受け、施工業者と請負契約書を締結してください。

④ 耐震改修工事の実施

相談士の工事監理のもと、耐震改修工事を行います。

【留意事項】

- ◇ 工事時期は、相互の話し合いにより事前に決定してください。
- ◇ 相談士と共に、使用材料は設計書のとおりのもか確認してください。
- ◇ 相談士と共に、壁・筋かい・金物等設計書のと通りの位置に設置してあるか確認してください。
- ◇ 設計書と現場の食い違い、不具合等発生した場合は施工業者・相談士・所有者の3者による話し合いにより施工方法を決定してください。

⑤ 耐震改修工事完了報告書の受理

相談士により再度耐震診断を行ってもらい診断結果報告書を受取ります。

施工業者より工事写真を受取ります。

【留意事項】

- ◇ (財)日本建築防災協会発行「木造住宅の耐震診断と補強方法 木造住宅の耐震精密診断と補強方法(改訂版)」で上部構造評点が1.0又は0.7以上であることを確認してください。

⑥ 耐震改修工事費の支払い

相談士に監理費、施工業者に請負額を支払います。

【留意事項】

- ◇ 相談士の監理費について、耐震補強工事の助成対象となる限度額を超えた場合は助成の対象になりません。
- ◇ 耐震改修工事完了報告書に添付が必要なため、領収証は必ず受領してください。

⑦ 助成金の交付申請

建築指導課へ「耐震改修工事完了報告書」（様式第9号）を添え、「耐震改修工事助成金交付申請書」（様式第10号）を提出してください。

【留意事項】

- ◇ 「耐震改修工事完了報告書」には、相談士から受領された「報告書」、「工事請負契約書」、「領収書」の各写し及び工事写真を必ず添付してください。
- ◇ 代理受領制度をご活用の方は、「代理受領申出書」（様式第15号）を提出してください。

⑧ 助成金の交付決定

交付申請書の審査後に「耐震改修工事助成金交付決定通知書」（様式第12号）が送付されます。

⑨ 助成金の交付請求

⑧の「耐震改修工事助成金交付決定通知書」が届きましたら「耐震改修工事助成金交付請求書」（様式第14号）に交付決定通知書の写しを添付して提出してください。

⑩ 助成金の交付

市の指定金融機関からあなたに助成金が支払われます。

【留意事項】

- ◇ 「耐震改修工事助成金交付請求書」の提出から助成金支払いまで日数を要する場合がありますのでご承知おきください。
- ◇ 代理受領制度をご活用の方は、施工業者に助成金が支払われます。

6. 住宅・建築物に係る耐震改修促進税制について

耐震改修工事を実施した場合、所得税の特別控除と固定資産税の減額措置を受けられる制度があります。（耐震改修後の上部構造評点が1.0以上の工事のみが対象です）

① 所得税の控除（令和10年12月31日までに耐震改修した場合に限る）

「木造住宅耐震改修工事」により助成を受けて実施した耐震改修工事のうち、耐震工事の標準的な費用の10%に相当する額（ただし、25万円を上限とする。）の控除があります。

この所得税額の特別控除を受けるには、「住宅耐震改修証明書」等を添付して確定申告を行った場合に限り、適用されます。

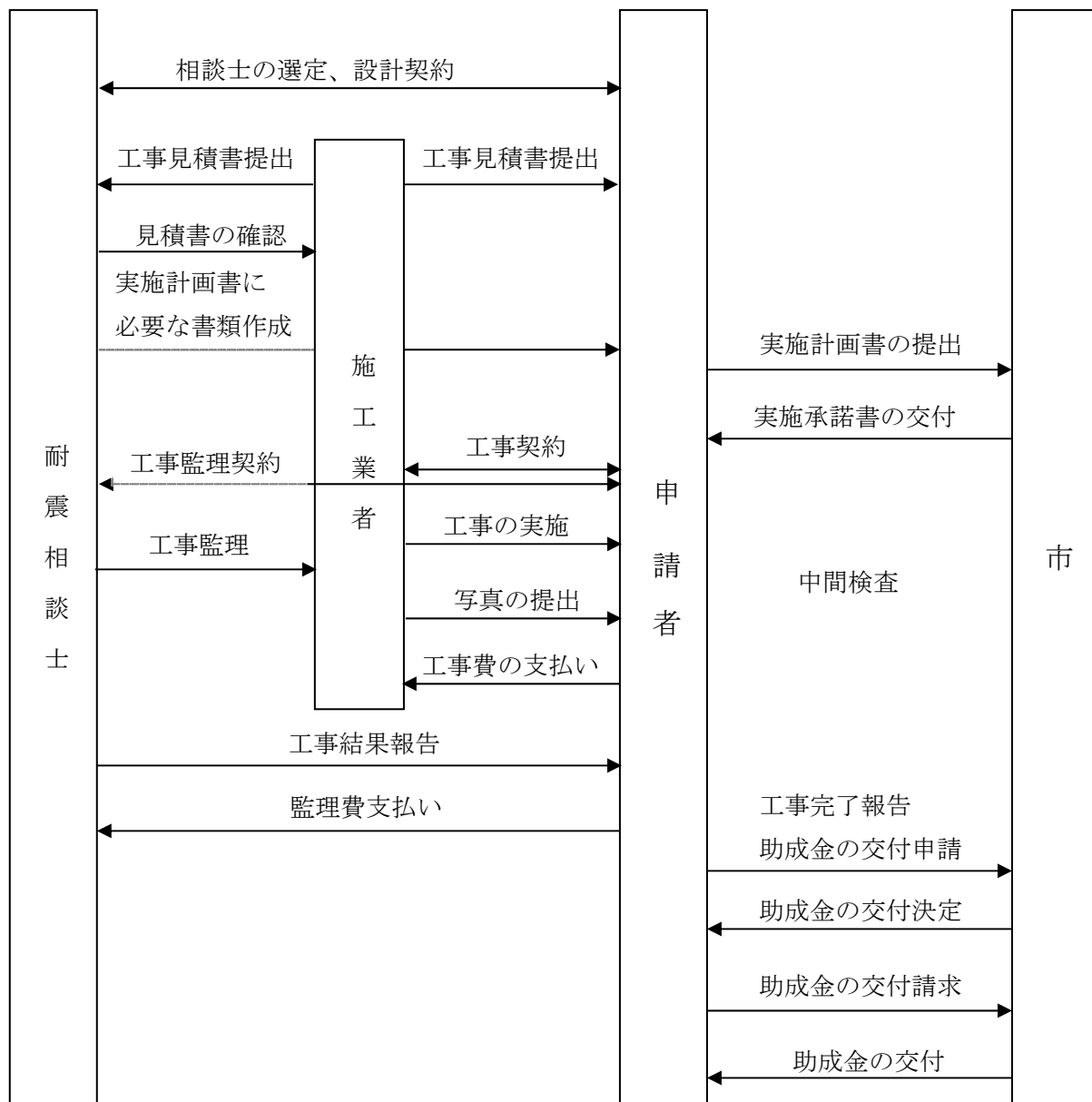
② 固定資産税の減額

「木造住宅耐震改修工事」により助成を受けて耐震改修された住宅に係る固定資産税額（1戸当たり120㎡相当分までに限る。）を以下のとおり減額されます。

- ・令和13年3月31日までの間に耐震改修が完了した場合
翌年度分の固定資産税額を2分の1に減額

この固定資産税額の減額措置は、耐震改修が完了した日から3か月以内に固定資産税の減額証明書（地方税法施行令附則第12条第24項の規定に基づく証明書）を添付して申告がされた場合に限り、適用されます。

7. 耐震改修工事助成事業の流れ



申込先及び問い合わせ先

各務原市 都市建設部 建築指導課 審査係

TEL 058-383-1111 (代表) 内線 2916

058-383-1482 (直通)